

自己啓発援助規程

第1条（総 則）

この規程は、自己啓発援助制度の運用取り扱いについて定めたものである。

第2条（目 的）

自己啓発援助制度は、職員の自己啓発を経済的に支援することにより、専門知識および専門技術をみがき、専門職職員としての資質向上を図るために実施する。

第3条（対象者）

自己啓発援助の対象者は前項の目的をもって、事業所に申し出た職員で、事業所が認めた者とする。

第4条（援助の対象）

事業所は、以下に掲げる職員の自己啓発活動に要する費用の一部を援助する。

- ①業務に関連する専門図書・雑誌等の購入
- ②業務に関連する研修・講習会等への出席
- ③公的資格の取得のための通信教育等の受講
- ④前各号に準ずる内容として事業所が認めたもの

第5条（費用の補助率）

費用の補助率は、第4条各項に対して、要した費用の 50% とする。

第6条（費用の限度額）

費用の補助は、1人年間 30,000円を上限とする。

第7条（費用の申請）

費用の補助を受けることを希望する者は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ領収書を添付して所属長に提出する。

第8条（支 払 い）

補助金は、毎月月末に締め切り、翌月の給料支払日に支払う。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

自己啓発支援申請書

特定非営利活動法人 元気アップみのり 様

所 属
担当職務
氏 名

「自己啓発援助規定」第7条の規定にもとづき、下記のとおり申請いたします。

I. 支援の希望する自己啓発活動の種類

- 業務に関連する専門図書・雑誌等の購入
- 業務に関連する研修・講習会等への出席
- 公的資格の取得のための通信教育等の受講
- その他

II. 自己啓発活動の名称

--

領収書

III. 自己啓発活動の費用（領収書を添付のこと）

--

IV. 自己啓発活動の動機と目的

--

V. 自己啓発活動の成果と自己の職務への活用メリット

--

VI. 所属長の推薦

当申込者に対して自己啓発の支援を行なうことは、申込者の職務遂行能力の向上に資するとともに、当事業所の活動に寄与するものと認め、これを推薦いたします。

役 職		氏 名		(印)
-----	--	-----	--	-----

VII. 支援決定

決 定	可 ・ 否	援助額		円
-----	-------	-----	--	---

決定理由

--